鹿児島SR経営労務センター主催

社労士受験経験者向け

労働保険法令必勝講座（得点向上対策特別講座）

（平成 29 年11月 5 日より全3回）

鹿児島SR経営労務センターとは？

鹿児島県社会保険労務士会を母体とした労働保険事務組合です。

総合的なサポート

「社労士ってどんな仕事？」「独立開業できるの？」等素朴な疑問に、SRセンターの会員社労士が丁寧にお答えします。

社会保険労務士は「年金」や「労働問題」のエキスパートとして活躍する国家資格者です。
今回はその中でも内容が複雑で特に点数に結び付きにくい「労働保険」に特化した講座を開講いたしま

平成 30 年度の第 50 回社会保険労務士受験本講座開講（平成 29 年 12 月開講）、に先駆けて、受験経験者向けに、平成 29 年 11 月より（全3回）開催します。

労働保険科目の得点向上対策講座！

一般　　12,000円（税込）

SR 講座受講者　10,000円（税込）

申込時に本講座も同時に申込の場合、平成 30 年度社労士本講座受講料を割引いたします。

SR 本講座＋労働保険法令特別講座	140. 000円
SR 本講座再受講者＋特別講座	110. 000円
SR 本講座再々以降受講者＋特別講座	90. 000円

特長
社労士の会員で構成される団体（鹿児島 SR 経営労務センター）が実施する全国初の社会保険労務士受験講座

★本講座の優れた合格実績！！
平成 26 年度　受講者数 39 名中 7 名合格！
平成 27 年度　受講者数 38 名中 2 名合格！
平成 28 年度　受講者数 35 名中 2 名合格！

≪カリキュラム予定≫

日　程		午前	10 時 00 分～12 時 30 分	午後	13 時 30 分～16 時 00 分
11 月 5 日	日曜	労働者災害補償保険法①	●業務災害と通勤災害について（事例通達の検証）	労働者災害補償保険法②	●保険給付と特別支給金について（給付内容と判例） ●特別加入について
11 月 19 日	日曜	雇用保険法①	●失業等給付の体系と内容について（支給要件と申請手続き） ●改正事項について	雇用保険法②	●知っておきたい行政手引（雇用継続給付関係）
12 月 3 日	日曜	労働保険徴収法①	●保険関係と労働保険料の決定について ●メリット制について	労働保険徴収法②	●労働保険料の申告・納付について ●労働保険事務組合について

受講会場：**ポリテクセンター鹿児島**（鹿児島市東郡元 14-3）　※駐車場あります。
（講義 140 分、休憩 10 分・昼食時間 12 時 30 分～13 時 30 分）

お申込み

鹿児島SR経営労務センター

TEL 099-258－4466　FAX099-202－0484

土日連絡先 099－224－2479（担当：山野）
〒890－0056 鹿児島市下荒田 1－41－8　ユーミーリンクビル202
ホームページ http://www.kagoshima-sr.com/

お問合せ

受 講 申 込 書

鹿児島SR経営労務センター 御中

※（申込は郵送又はFaxでも可）

指定事項を記入のうえ、お申込みください。

平成　　年　　月　　日

ふりがな		受講生番号
氏　　名	㊞	※
生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日　（　　歳）	
郵便番号 住　　所 電話番号 Mail	〒	
受講内容	１．労働保険特別講座のみ受講（一般）　12,000円（税込） ２．労働保険特別講座のみ受講（SR受講者）　10,000円（税込） ３．労働保険特別講座＋SR本講座　140,000円（税込） ４．労働保険特別講座＋SR本講座再受講者　110,000円（税込） ５．労働保険特別講座＋SR本講座再々以降受講者　90,000円（税込）	
受講料 支払方法	１．現金持参　　２．現金書留 ３．銀行振込み　　鹿児島銀行・鴨池支店 （普通預金　【口座番号】3454190 鹿児島ＳＲ経営労務センター 会長　山野　髙廣（ヤマノ　タカヒロ））	
受験経験	１．あり　（　　回）　　２．なし	
受験資格	１．あり　　２．なし	

鹿児島 SR 経営労務センター
〒890 - 0056　鹿児島市下荒田 1-41-8-202
Tel : 099 - 258-4466　Fax : 099 - 202-0484
メールアドレス　kagoshima-sr@po2.synapse.ne.jp

受験資格

社会保険労務士試験を受験するためには、受験資格が必要です。
受験資格は、主に、1.学歴、2.実務経験、3.その他の国家試験合格等 3 つに分けられます。
次のいずれか 1 つに該当する方は社会保険労務士試験を受験することができます。

【学歴】

○ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学、短期大学、高等専門学校（中学卒業を入学要件とする修業年限が 5 年制の学校）を卒業した者

○ 上記の大学（短期大学を除く。）において 62 単位以上を修得した者

○ 旧高等学校令（大正 7 年勅令第 389 号）による高等学校高等科、旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学予科又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校を卒業し、又は修了した者

○ 前記に掲げる学校等以外で、厚生労働大臣が認めた学校等を卒業し又は所定の課程を修了した者

○ 修業年限が 2 年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が 1,700 時間以上の専修学校の専門課程を修了した者

○ 全国社会保険労務士会連合会において、個別の受験資格審査により、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める短期大学を卒業した者と同等以上の学力が認められる者

【実務経験】

○ 労働社会保険諸法令の規定に基づいて設立された法人の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として同法令の実施事務に従事した期間が通算して 3 年以上になる者

○ 国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して 3 年以上になる者

○ 社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助に従事した期間が通算して 3 年以上になる者

○ 労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事（いわゆる「専従」という。）した期間が通算して 3 年以上になる者又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含み、労働組合を除く。以下「法人等」という。）の役員として労務を担当した期間が通算して 3 年以上になる者

○ 労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する事務（ただし、このうち特別な判断を要しない単純な事務は除く。）に従事した期間が通算して 3 年以上になる者

【その他の国家試験】

○ 社会保険労務士試験以外の国家試験のうち厚生労働大臣が認めた国家試験に合格した者

○ 司法試験第一次試験又は高等試験予備試験に合格した者

○ 行政書士となる資格を有する者